

**健康保険資格取得直後にマイナ保険証が使用できないケースについて**

標題の件、下記のとおりお知らせします。

記

●**ご注意いただきたい内容**

下記のケースでは発生直後にマイナ保険証が利用できない場合が有り得ます。(本人・家族とも)

※特に1月・5月のように月初に連休がある月

- ・入社時
- ・定年退職後の再雇用時
- ・結婚、出生によるご家族の扶養認定時

●**理由・背景**

当健保で入力した資格取得に関するデータは、国のシステムに情報連携されますが、

国のシステムからマイナ保険証への情報連携に日数がかかるためです。

●**ご対応いただきたい内容**

上記の各ケースに該当、かつ、事象発生直後に医療機関を受診される場合は、

ご希望により下記の対応を実施しますので、当健保にご連絡ください。

- ・通常紙面送付している「資格情報のおしらせ」をPDFで送付することで、  
早期に届きますので印刷して医療機関に持参してください。
- ・但し「資格情報のおしらせ」だけでは原則として受診できないため、医療機関の窓口担当者から  
そのように言われた際は、当健保に電話で「資格確認」していただくようお願いください。

●**お問い合わせ、連絡先**

住友ゴム工業健康保険組合 緋田(あけだ)、高橋

078-265-3059 [k-kenkouhoken.az@srigroup.co.jp](mailto:k-kenkouhoken.az@srigroup.co.jp)